

第一種銃猟新規登録支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第一種銃猟新規登録支援金（以下「支援金」という。）の交付について、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、第一種銃猟を開始するためにかかる経済的負担を軽減することにより、新規狩猟者の確保、育成に寄与し、もって有害鳥獣の捕獲体制の充実・強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「第一種銃猟免許」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第39条第2項に規定する第一種銃猟免許をいう。

2 この要綱において「狩猟者登録」とは、鳥獣保護管理法第55条第2項に規定する狩猟者登録をいう。

(交付の対象及び支援金の額)

第4条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 栃木県内（以下「県内」という。）に住所を有する者。
- (2) 当該支援金の交付申請を行う年度（以下「当年度」という。）を基準として一昨年度以降に第一種銃猟免許を取得する者。
- (3) 前項の免許により当年度に県内で初めて第一種銃猟の狩猟者登録を受ける者。

2 1人当たりの支援金の額は、20,000円とする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書は、第一種銃猟新規登録支援金交付申請書（別記様式第1）とし、狩猟者登録を受けた後、速やかに所管環境森林事務所長又は森林管理事務所長（以下、「所長」という。）に提出するものとする。

2 所長は、前項の申請書を受理し、その内容を審査して、適当と認めたときは、申請のあった月ごとにとりまとめの上、翌月10日までに、第一種銃猟新規登録者支援金申請状況報告書（別記様式第2）に申請書の写しを添えて知事に報告するものとする。ただし、狩猟期間（限定された狩猟期間が延長されている場合にあっては、当該延長された期間）が満了する月の分については、随時報告するものとする。

(交付の決定)

第6条 所長は、支援金の令達が行われたときは、交付の決定を行い、別記様式第3によ

り、補助事業者等に通知する。

(交付の請求)

第7条 補助事業者等は、前条の規定により交付決定の通知を受けたときは、第一種銃猟新規登録支援金交付請求書（別記様式第4）を所長に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第一種銃猟新規登録支援金交付申請書

年 月 日

所長 様

申請者 住 所
ふ り が な
氏 名
(連絡先電話番号)

年度において、第一種銃猟新規登録支援金の交付を受けたいので、栃木県補助金等交付規則第 4 条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 円

令和 年 月 日

第一種銃猟新規登録者支援金 申請状況報告書（ 月申請分）

栃木県知事 様

所長

令和 年 月 の第一種銃猟新規登録者支援金の申請状況について、以下のとおり報告します。

申請者一覧

No	支援金申請日	氏名	住所	初めて狩猟免許を 取得した年月日 (第一種銃猟)	年度狩猟者登録年月日 (第一種銃猟)	年度狩猟者登録 有無 (第一種銃猟)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

要令達金額：

(定額20,000円×申請者数 名)

第 号

令和 年 月 日

様

所長

第一種銃猟新規登録支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました第一種銃猟新規登録支援金については、栃木県補助金等交付規則第5条の規定に基づき下記のとおり支給することに決定しましたので、通知します。

記

交付決定額 円

第一種銃猟新規登録支援金交付請求書

金 円也

ただし、 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた第一
種銃猟新規登録支援金
上記のとおり請求します。

年 月 日

所長 様

住 所

ふりがな
氏 名

(連絡先電話番号)

口座振替金融機関	銀行
	支店
	1 普通預金 2 当座預金 口座番号
口座名義 (フリガナ)	